

## 【EU】電気電子機器の有害物質使用規制拡大(新 RoHS 指令制定)

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、「電気電子機器における特定の有害物質の使用の規制に関する 2003 年 1 月 27 日の欧州議会及び理事会指令(2002/95/EC)」を廃止し、過去の改正を反映して、有害物質使用の規制範囲を拡大する新指令 2011/65/EU を 2011 年 6 月 8 日に制定した。

### -----

#### 新指令の制定

EU は、上市される電気電子機器 (electrical and electronic equipment 以下「EEE」) に特定の有害物質を使用することを指令 2002/95/EC (以下「旧指令」) によって規制してきた。これは、その題名から RoHS 指令と呼ばれている (Restriction of the use of certain Hazardous Substances)。旧指令は、2013 年 1 月 3 日に廃止されるが、それまでに、各加盟国は、これに代わる新指令を実施するための国内法を制定しなければならない。新指令の題名は、「電気電子機器における特定の有害物質の使用の規制に関する 2011 年 6 月 8 日の欧州議会及び理事会指令 (2011/65/EU) (注 1)」で、旧指令の題名を引き継いでいる。新指令は、2011 年 7 月 1 日に EU 官報に公布され、20 日後に施行された。新指令は、過去 13 回にわたって改正された旧指令を廃止して新たに制定しなおすものであるが、内容に重要な変更も加えられた。

新指令の目的は、従来と同じく、各加盟国に対し、上市する EEE に特定の有害物質を使用させないことによって、人の健康や環境を保護することである。新指令に適合する製品には、EU 市場での流通を保証する CE マークを貼付することになった。

#### 有害物質の指定

規制対象の有害物質は付属書 II に指定された。これらは、旧指令を引き継いで、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール及びポリ臭化ジフェニールエーテルの 6 種類である。これらの物質は、樹脂、塗料、はんだ、電球、電池等に広く使用されているが、新指令は、それぞれ均質材料あたりの重量濃度に許容値を規定しており、カドミウムは 0.01%、他は 0.1%としている。

規制対象の有害物質の許容濃度及び新たに規制する有害物質については、今後、欧州委員会が、科学技術的観点で EU の予防原則に立った見直しを行う。最初の見直しは 2014 年 7 月 22 日までとし、その後も定期的な見直しを行う。見直しは、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(EC) No 1907/2006 (REACH 規則) と整合させ、特に、その付属書 XIV (認可を必要とする物質) 及び付属書 XVII (制限物質) を参考にして、当面、燃えやすい発泡ポリスチレン等を難燃加工するために使用される HBCDD、ポリ塩化ビニル製造に可塑剤として広く用いられている DEHP 並びに可塑剤として接着剤、シーリング剤等に用いられる BBP 及び DBP の 4 物質を優先的に

検討の俎上に上げている。また、今後の見直しに際しては、ナノ物質の影響等についても特別に考慮するものとしている。

### 適用対象とする電気電子機器

旧指令では適用するEEEをWEEE指令（注 2）の付属書IAを引用して、対象範囲をその中から規定したが、新指令はこれによらずEEEを 10 に区分して付属書Iに規定した。ここでは、医療機器及び監視・制御機器が新規に追加されたが、「その他のEEE」という区分も追加されたために、事実上すべてのEEEが 2019 年 7 月 22 日から適用の対象となる。さらに、旧指令適合機器でも、新指令適用後に修理、再利用、機能改善又は性能改善する場合、これに使用するケーブルや修理部品には新指令が適用される。EEEの対象を定格電圧AC1000V又はDC1500V以下に限定するのは従来通りである。

なお、製品の種類や用途により適用を除外する規定がある。軍事用、宇宙用、適用対象外機器用の部品、据付型の大型産業用工具、固定式大型設備、未認可電動二輪車を除く運搬手段、道路外用途の業務用移動機械、能動埋込型医療機器、永久設置型太陽光発電パネル、企業間に利用限定した研究開発目的機器の 10 種類の製品は、適用を除外する。また、旧指令の付属書を引き継ぎ、蛍光管に使用する水銀、高融点はんだや液晶パネルに使用する鉛その他の用途における有害物質の限定的な使用を認めており、39 種類の用途の特例を付属書IIIに規定している。さらに、付属書IVを設け、新規対象となった医療機器等について、電離放射線検知その他の 20 種類の用途に個別に指定した有害物質の使用を特例として認めている。

適用除外に関する付属書IIIの見直しは、2016 年 7 月 21 日までに行うが、医療機器及び監視・制御機器に関しては、それぞれの適用期日（2014 年 7 月 22 日及び 2016 年 7 月 22 日）から 7 年以内に行い、付属書IVについても 7 年以内とする。

### 改正手続

有害物質の特定（付属書 II）の改正は、リスボン条約で改正された EU の機能に関する条約第 290 条に規定する「委任された法行為」の手続に、適用除外規定（付属書 III 及び IV）の改正については、同条約第 291 条に基づいて 2011 年 3 月 1 日に施行された規則(EU)No 182/2011 の規定する審査手続に従って行われる。（注 3）

注（インターネット情報は 2011 年 7 月 20 日現在である。）

(1) “DIRECTIVE 2011/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment,” *Official Journal of the European Union*, L174, 1.7.2011, pp.88-110.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>>

(2) WEEE 指令(2002/96/EC)は、EEE の回収とリサイクルに関する指令で、ほとんどすべてのEEEを対象に、各メーカーに自社製品の廃棄物の回収及びそのリサイクルの経費を負担させている。

(3) リスボン条約により改正されたコミロジュー手続。本誌次号(No.249, 2011.9)にて紹介する予定。